

みなさんのご意見をお寄せください

町税の納期数の見直しを検討しています

1 趣旨

平成19年の税源移譲による町県民税率の変更、長引く地方経済の低迷、雇用の不安定化などにより、町税の徴収率が低下しています。

65歳以上の方については、平成20年度から国民健康保険税の、翌21年度から町県民税の特別徴収制度が導入されます。

このように、社会情勢や納税環境が変化する中、町民の皆様がより納税しやすい環境を整えるため、次のとおり町税の納期の見直しを検討しています。

皆様のご意見をお寄せください。

2 納期の多数化

- 次のとおり、納期数を増やし1回あたりの納付額を抑えます。

①現行の納期

	軽自動車税	固定資産税	町県民税(普徴)	国民健康保険税(普徴)
期数	1	4	4	4
4月	全期	第1期		
5月				
6月			第1期	第1期
7月		第2期		
8月			第2期	
9月				第2期
10月			第3期	
11月				第3期
12月		第3期		
1月			第4期	第4期
2月		第4期		
3月				



②見直し後の納期(改正案)

	軽自動車税	固定資産税	町県民税(普徴)	国民健康保険税(普徴)
期数	1	8	8	8
4月	全期			
5月				
6月		第1期	第1期	第1期
7月		第2期	第2期	第2期
8月		第3期	第3期	第3期
9月		第4期	第4期	第4期
10月		第5期	第5期	第5期
11月		第6期	第6期	第6期
12月		第7期	第7期	第7期
1月		第8期	第8期	第8期
2月				
3月				

3 納期数変更による納付額の比較

- ~ の各税にそれぞれ平均的な賦課額の課税がある場合、次のように変わります。

軽自動車税	7,200円
固定資産税	95,000円
町県民税	104,000円
国民健康保険税	140,000円
合 計	346,200円

は四輪乗用(自家用)を想定。
~ は、それぞれ総賦課額を納税義務者数で除したもの(H20年度6月末。千円未満四捨五入。)

【現行の例】

	軽自動車税	固定資産税	町県民税(普徴)	国民健康保険税(普徴)	合 計
賦課額	7,200円	95,000円	104,000円	140,000円	346,200円
4月	7,200円	26,000円			33,200円
5月					
6月			26,000円	35,000円	61,000円
7月		23,000円			23,000円
8月			26,000円		26,000円
9月				35,000円	35,000円
10月			26,000円		26,000円
11月				35,000円	35,000円
12月		23,000円			23,000円
1月			26,000円	35,000円	61,000円
2月		23,000円			23,000円
3月					



【改正案の例】

	軽自動車税	固定資産税	町県民税(普徴)	国民健康保険税(普徴)	合 計
賦課額	7,200円	95,000円	104,000円	140,000円	346,200円
4月	7,200円				7,200円
5月					
6月		18,000円	13,000円	21,000円	52,000円
7月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
8月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
9月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
10月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
11月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
12月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
1月		11,000円	13,000円	17,000円	41,000円
2月					
3月					

4 ご意見のあて先等

【提出方法】 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかでご提出ください。

【提出期限】 11月10日(月)必着

【提出先・問い合わせ先】

〒681-8501 岩美町大字浦富675番地1

財務課 ☎73-1413 FAX73-1569

電子メール zaimu@iwami.gr.jp

ホームページからもアクセスできます。

